



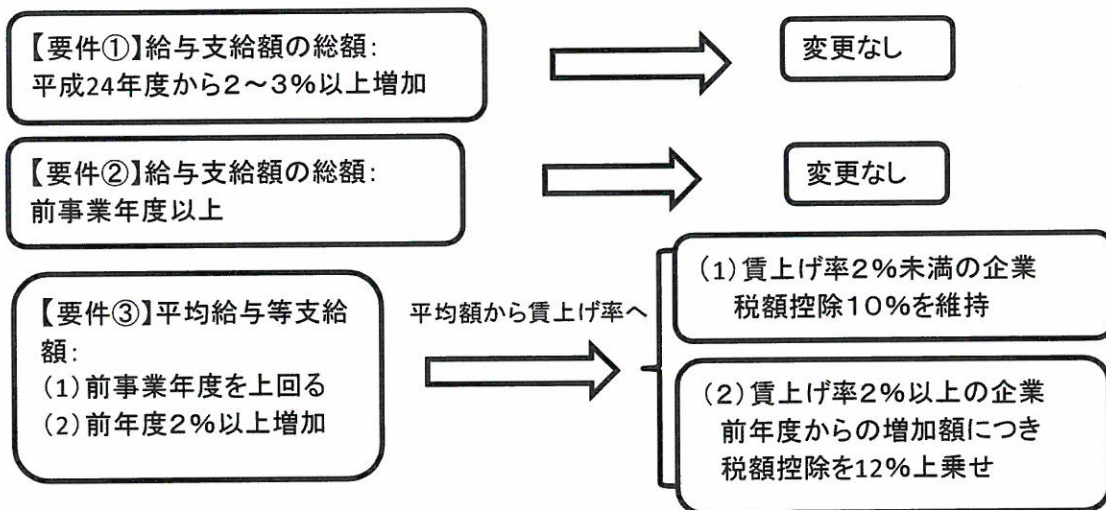
# 大和田会計ニュース



## 平成 29 年度税制改正の法人課税のポイント

### 1. 「所得拡大促進税制の見直し」

中小企業の賃上げを後押しするため、所得拡大促進税制の支援措置が強化されます。中小企業に関しては、現行の支援措置（24 年度からの給与増加額に 10% 税額控除）に加えて、2% 以上賃上げした企業は前年度からの給与増加額の 22% 税額控除を受けることができるようになります。対象は平成 29 年度からで、これは賃上げによる社会保険料の負担を上回る控除率になります。



### 2. 「中小企業経営強化税制へ拡充」

対象	青色申告書を提出する中小企業等
適用時期	平成 29 年 4 月 1 日～31 年 3 月 31 日までに取得
要件	① 中小企業者等経営強化法の経営力向上計画の認定 ② 生産性が旧モデル比平均 1% 以上改善する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機械装置（160 万円以上）</li> <li>● 測定工具及び検査工具（30 万円以上）</li> <li>● 器具・備品（30 万円以上） （試験・測定機器、冷凍陳列棚など）</li> <li>● 建物附属設備（60 万円以上） （ボイラー、LED 照明、空調など）</li> <li>● ソフトウェア（70 万円以上）</li> </ul>
確認者	工業会等
税制措置	即時償却又は 7% 税額控除（資本金 3 千万以下は 10%）

## 医療費控除の特例（いわゆるセルフメディケーション税制）

平成 29 年 1 月 1 日からの医療費について新しい医療費控除の規定が適用されています。実際に、平成 29 年分の確定申告を行うのは平成 30 年以降となりますが、医療費の領収書を保管するのは平成 29 年 1 月 1 日からになりますので、ここでは簡単に通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の内容を確認してみましょう。

### ■今までの通常の医療費控除

居住者（以下 A さん）が、A さん自身又は A さんと生計を一にする親族の医療費を支払った場合において、次の（1）の金額が（2）の金額を超えるときは、その超える部分の金額（200 万円を限度）を A さんの所得から所得控除します。

- （1）医療費の金額（保険金等により補填部分の金額を除く）
- （2）10 万円と所得控除前の所得の 5%のいずれか少ない金額（所得が 200 万円以上の人は 10 万円です）

例えば、医療費 20 万円と保険金 5 万円、所得合計が 200 万円の場合  
(20 万円-5 万円) -10 万円=50,000 円が所得控除の対象になる計算です。

### ■医療費控除の特例（いわゆるセルフメディケーション税制）

健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行う A さんが、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、A さん又は A さんと生計を一にする親族の一定のスイッチ OTC 医薬品を購入した場合において、次の（1）の金額が（2）の金額を超えるときは、その超える部分の金額（88,000 円限度）を A さんの所得から所得控除します。ただし、通常の医療費控除と選択適用です。

- （1）スイッチ OTC 医薬品購入額の合計額（保険金等により補填部分の金額を除く）
- （2）12,000 円

例えば、対象医薬品を 10 万円購入すると、10 万円-12,000 円=88,000 円が所得控除になります。対象医薬品 10 万円以上の購入は限度額に達します。

特例を使う場合には、健康保持等の取組を行っていることを示すために、「特定健康診査、予防接種、定期健康診査、がん検診」を受けていることが必要です。この場合、例えば、インフルエンザ予防接種の領収書等、市長村のがん検診や定期健診の結果通知表等の添付・提示が必要とされています。任意（全額自己負担）の人間ドック等は取組の対象になりません。OTC 医薬品のレシートには、★マーク等で記載されているか又は対象商品の証明が必要との事です。

こちらを選択する場合は、取組の証明も必要になるので覚えておきましょう。